

鎌倉市教育委員会G I G Aスクールサポーター  
推進校支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市教育委員会 教育文化財部 教育指導課

## 1 趣旨

鎌倉市教育委員会では、市立小中学校において「GIGA スクール構想」を進めるに当たり、令和2年度（2020年度）中にすべての児童生徒がタブレット端末を利用できる環境整備を、令和3年（2021年）7月には個別最適化された学びのためタブレット端末上で利用できるAIドリルの導入を行いました。

この環境整備を通じて、過去から続く教育の本質は大切にしながらも、タブレット端末等のICT機器を、教師や子どもたちが学習道具として自在に扱っていく新しい教育の確立を目指すこととしています。

「GIGA スクール構想」実現に向けた取り組みが国内で広がりを見せる中、本市においても、全児童生徒に配付したタブレット端末を有効活用する取組の一つとしてAIドリルを導入し、一人ひとりの理解度や習熟度に応じた教材を提供し、個別最適化した学習を実現していきます。

多様な子どもたちをだれ一人取り残すことなく、これらのGIGAスクール構想環境を十分に活用した新しい学習の形を学校とともに実現していくために、GIGAスクール構想推進校及び教育委員会において、高度な知識・技術を有する事業者からICTを活用した授業設計や学校運営等について支援を受けるにあたり、委託業務を実施しようとするものです。

事業者の選考に当たっては、民間事業者の深い見識をもって鎌倉市のGIGAスクール推進校及び教育委員会を支援し、子どもたちのためにGIGAスクール構想を推進できるよう、これまでの支援実績と高い専門技術やコーディネートスキルを有する事業者から提案された企画内容等を一定の基準で評価選定する「公募型プロポーザル」により実施します。

応募する事業者は、この実施要領等（仕様書、その他書類等を含む）の内容を踏まえ、企画提案書及び関係書類を提出するものとします。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

鎌倉市教育委員会GIGAスクールサポーター推進校支援業務委託

### (2) 業務内容

別添「鎌倉市教育委員会GIGAスクールサポーター推進校支援業務 仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

### (4) 委託の対象

鎌倉市立深沢小学校、鎌倉市立腰越小学校、鎌倉市立腰越中学校、及び鎌倉市教育委員会

### (5) 委託料限度額

本業務における業務委託料の限度額は総額1,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）です。

## 3 事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

#### 4 担当課

鎌倉市教育委員会教育文化財部教育指導課

所在地：〒248-0012 鎌倉市御成町 12-18 鎌倉水道営業所庁舎 2 階

電話：0467-23-3000（内線 2721, 2468）

メールアドレス：shidokyo@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL：http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyouiku/kyouiku/index.html

※お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。

#### 5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていない者であること。
- (2) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書（様式1）を提出すること。ただし、他の事業者と連携して本業務処理に当たることは可とする。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者と関係を有しないこと。

#### 6 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

| 内容    | 期間等   |
|-------|---|
| 公募の開始 | 令和3年（2021年）9月13日（月）から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 |
| 参加申込み | 令和3年（2021年）9月13日（月）から令和3年（2021年）9月27日（月）まで        |

|                          |  |
|--------------------------|--|
|                          | <p>教育指導課あて郵送してください（9月27日（月）必着）。</p> <p>※郵送の際は、「簡易書留」又は「特定記録」など、配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します（郵送中の書類の紛失、事故等による未着等につきましては、一切責任を負いかねます。）。</p>              |
| <p>質問の受付<br/>（電子メール）</p> | <p>令和3年（2021年）9月13日（月）から令和3年（2021年）9月17日（金）午後5時まで</p> <p>※メール送信後、教育指導課に送信確認の電話をしてください。</p> <p>※質問の回答は、令和3年（2021年）9月21日（火）までに本市ホームページ上で公開します。</p> |
| <p>提案書等の提出</p>           | <p>令和3年（2021年）9月13日（月）から令和3年（2021年）9月29日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時までに教育指導課へ郵送又は宅配してください。なお、郵送・宅配に当たっては、受け取り記録が確認できる方法で行ってください。</p>                    |
| <p>プレゼンテーション</p>         | <p>令和3年（2021年）10月4日（月）午前9時15分から午後4時30分を予定</p> <p>※緊急事態宣言の発出など、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応が必要と認められる場合には、オンライン会議で実施する可能性があります（p.6参照）。</p>                 |
| <p>結果通知</p>              | <p>令和3年（2021年）10月11日（月）（予定）に、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。</p>  |

## 7 参加申込み

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください（各1部）。提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できないことがあります。

| No. | 提出書類                                   | 注意事項                 |
|-----|--|----------------------|
| ①   | 公募型プロポーザル参加申込書                         | 指定様式による（様式1）         |
| ②   | 誓約書                                    | 指定様式による（様式2）         |
| ③   | 登記事項証明書                                | 発行日から3か月以内のもの。コピー不可。 |
| ④   | 他の市町村におけるICT教育の推進についてコーディネートした実績を証する書面 | 契約書等の写し              |

### (1) 受付期間

令和3年（2021年）9月13日（月）から令和3年（2021年）9月27日（月）まで（必着）

### (2) 提出方法

「教育指導課」へ郵送してください。

## 8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式3）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和3年(2021年)9月13日(月)から令和3年(2021年)9月17日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「教育指導課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後「教育指導課」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。

(3) 回答

質問及び回答の内容は、令和3年(2021年)9月21日(火)までに本市ホームページ上にて公開します。

9 提案書等の提出

事業者は、以下のとおり審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

(1) 提出期間

令和3年(2021年)9月13日(月)から令和3年(2021年)9月29日(水)までの休日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 提出書類

- ・提出書類はNo.①からNo.⑤のとおりです(提出部数の指定のないものは1部)。
- ・No.②からNo.⑤までの書類は、順番にフラットファイルなどに綴っていただき、各々の書類に、インデックスラベル(見出し)を貼付してください。
- ・正本の表紙だけに、「公募プロポーザル提案書」のタイトルと、法人等団体の名称を書いてください。その他の副本(写し)11部は審査資料となりますので、団体名又は応募者を特定できるマーク等は表記しないでください。
- ・提案書中にも同様に団体名又は応募者を特定できる表現やマークは表記・記述しないでください。

| No. | 提出書類              | 注意事項   |
|-----|-------------------|--|
| ①   | 公募型プロポーザル届出書(様式4) | 指定様式による<br>代表者印を押印したもの   |
| ②   | 提案書               | ア 指定の様式はありません(A4判)。<br>イ 提出部数は、正本1部及び副本10部です。<br>ウ 総ページ数は20ページを上限とします。<br>エ 次の項目について、提案してください。フォントサイズは11を最小とします。 |

|   |             |   |
|---|-------------|---|
|   |             | <p>【提案内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の自治台への支援実績</li> <li>2 本事業の趣旨に関する理解度</li> <li>3 支援実施体制</li> <li>4 支援要件</li> <li>5 成果物</li> <li>6 制約条件の分析</li> <li>7 業務管理</li> <li>8 独自提案</li> <li>9 意欲・熱意</li> </ol> |
| ③ | 会社概要（様式5）   | 指定様式による（正本1部・副本10部）   |
| ④ | 実施体制調書（様式6） | 指定様式による（正本1部・副本10部）<br>※業務の一部を別事業者等に委託あるいは協力を受ける場合は、その別事業者を併せて記載してください。   |
| ⑤ | 見積書（様式7）    | ア 指定様式による（正本1部・副本10部）。正本のみ代表者印を押印してください。<br>イ 見積金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額が、1ページの2（5）上限額を超える場合は、失格となるので注意してください。   |

## 10 選考方法及び審査の基準

### (1) 選考方法

本市が設置する選考委員会において事業者からの提案を評価し、選考を行います。選考は審査基準により最高得点を得た者を優先交渉権者としませんが、選考にあたって最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。選考による得点が同点となった場合は見積価格が廉価の者を上位とし、更に見積価格も同価格の場合は選考委員の合議により上位の者を決定します。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとし、また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、契約を行いません。

### (2) プレゼンテーション実施予定日時

令和3年（2021年）10月4日（月）午前9時15分から午後4時30分を予定

### (3) プレゼンテーション会場等

詳細については別途連絡します。ただし、緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応が必要と認められる場合には、オンライン会議で実施するため、原則として来庁不要です。

### (4) プレゼンテーション出席者

5名以内。出席の際は、会社名を特定できる社章等は身に付けしないでください。

(5) プレゼンテーション時間等

30分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（30分程度）を行います（その他に準備及び片付け5分程度）。なお、プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクター等の事前準備については、「教育指導課」に連絡し相談してください。

(6) プレゼンテーションの内容等

ア 事前に提出した提案書に記載していない内容のプレゼンテーションはできません。

イ プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することができます。

(7) オンライン会議での実施方法について

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応が必要と認められる場合、プレゼンテーションはインターネット回線を利用したオンライン会議の方法で次のとおり実施します。

ア プレゼンテーション実施予定日に、参加事業者の事務所等において、webex、zoom、Microsoft Teamsを利用できる環境を用意してください。上記(6)については、インターネット経由で選考委員が自席にて視聴及び質疑応答を実施することとします。なお、選考委員が使用する端末を参加事業者が用意する必要はありません。

イ 参加事業者、選考委員いずれのインターネット回線に原因があるかを問わず、プレゼンテーション中に動画が途切れた場合に、これを以て評価に反映することはありません。しかしながら、安定した動画視聴が可能となる環境整備に努めてください。

ウ オンライン会議で実施することを決定した場合、実施方法等の詳細は別途案内します。

(8) その他

審査内容は非公開とします。

(9) 審査基準

| 項番 | 審査項目          | 審査の視点  | 配点 |
|----|---------------|--|----|
| 1  | 他の自治体への支援実績   | ・本事業の適切な遂行に当たり信頼できる支援実績を有しているか(支援実績件数・支援規模・支援の実際等)   | 40 |
| 2  | 本事業の趣旨に関する理解度 | ・支援の趣旨を理解した上での提案内容であるか<br>・プレゼンテーション、質疑応答は論理性があるか  | 50 |
| 3  | 支援実施体制        | ・本事業の趣旨に沿った適切な人員が選択されているか<br>・人員のスキル、経験は確かなものか<br>・業務の遂行に十分な人員体制が具体的に示されているか<br>・支援スケジュールは適切であるか | 40 |

|    |         |  |    |
|----|---------|--|----|
| 4  | 支援要件    | 推進校3校、鎌倉市教育委員会への支援の想定は適切なものか               | 50 |
|    |         | 適切な想定支援事例を明記しているか                          | 50 |
|    |         | どのような推進校の姿を令和3年度のゴールとしているか                 | 50 |
| 5  | 成果物     | 支援報告について明記されているか<br>成果物はどのような内容や構成で考えているか。 | 20 |
| 6  | 制約条件の分析 | 目標達成へのリスク分析とその対応の計画はあるか                    | 50 |
| 7  | 業務管理    | 個人情報保護など、情報セキュリティに関して明記されているか              | 20 |
| 8  | 独自提案内容  | 仕様書に記載された内容以外の支援提案はあるか                     | 20 |
| 9  | 意欲・熱意   | 本事業に対する責任感や熱意は感じられるか                       | 50 |
| 10 | 業務の見積額  | ・見積額が業務内容に対して適切であるか                        | 20 |

#### 11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出期限（令和3年（2021年）9月29日）までに提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると判断した場合

#### 12 契約に関する事項

本プロポーザルで提出された関係書類に基づき、優先交渉権者と本市とで契約内容の協議を行います。両者が合意に至らなかった場合、優先交渉権者の選定時における次点者と協議を行うものとします。

### 13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (3) 契約を締結する事業者は、提出書類に記載された内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。
- (4) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 本件契約後、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) この委託業務の契約においては、契約書の作成が必要となります。
- (8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。